

崎原町長に対して議会の権限を侵害した町政運営に厳重注意する決議

令和3年7月6日の琉球新報デジタル版及び紙面で「西原町は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い経済対策として、8月から10月までの水道基本料金を全額免除する方針を固めた。7月下旬招集予定の臨時会に総額5,500万円の補正予算案を提案する。予算は全会一致で可決される見通し。」との報道がなされた。それを受けて、本町上下水道課は令和3年7月13日に「水道基本料金の減免について」との見出しで、町民に誤解をあたえる内容を本町公式ホームページに掲載（現在削除）した。

議会は、執行機関に対して、議事機関、意思決定機関として存在し、地方自治法第96条において「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」と規定され、同条1項2号において「予算を定めること」を権限として有している。

しかしながら、本町の公式ホームページにて掲載された事業内容については、令和3年7月30日に開会予定の臨時会の議決を経る前に、実施する旨が広く示された。これは議決権への侵害となり、議会軽視と判断せざるを得ない。また、議会はもとより、負託した町民の信頼を損ねる重大な行為である。

よって、西原町議会は崎原町長に対し、議会の議決権を無視した町政運営と議会及び町民の信頼を損ねたことに対し猛省を促し、再発防止に向け以下の件を決議する。

記

1. 崎原町長は、本会議において謝罪を行うこと。
2. 当決議及び謝罪文を「広報にしはら」及び「西原町公式ホームページ」に掲載し、町民に周知すること。
3. 町長以下、執行部及び職員等へ議会運営及びそのルールの周知を徹底すること。

令和3年7月30日

西原町議会